

項番	対象資産・税目	取得時期等	適用期間	酒田市の特例割合 (課税標準額)	対象となる具体的な資産の例
1	汚水又は廃液の処理施設 【固定資産税】(償却資産)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	期限 なし	2分の1	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過 装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものに ついては、特例措置の対象とはなりません。 ※令和4年4月1日以後取得分は暫定排水基準が適用されて いる事業者に限ります。
2	下水道除害施設 【固定資産税】(償却資産)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	期限 なし	5分の4	沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置 等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものに ついては、特例措置の対象とはなりません。 ※令和4年4月1日以後取得分は新たに下水道の排水区域と なったことにより、除害施設の設置義務が生じる既存事 業者に限りです。
3-1	津波避難施設等 【固定資産税】(家屋) ※指定施設	平成30年4月1日か ら令和6年3月31日 までに指定	5年度分	3分の2	避難施設のうち避難の用に供する部分 ※ただし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する 津波災害警戒区域において、指定された施設が対象とな ります。
3-2	津波避難施設等 【固定資産税】(既設家屋) ※協定締結施設	平成30年4月1日か ら令和6年3月31日 までに締結	5年度分	2分の1	避難施設のうち避難の用に供する部分 ※ただし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する 津波災害警戒区域において、管理協定を締結した避難施 設が対象となります。
3-3	津波避難施設等 【固定資産税】(予定・建設中家 屋) ※協定締結施設	平成30年4月1日か ら令和6年3月31日 までに締結	5年度分	2分の1	避難施設のうち避難の用に供する部分 ※ただし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する 津波災害警戒区域において、管理協定を締結した避難施 設が対象となります。
4-1	津波対策港湾施設等 【固定資産税】(指定償却資産) ※指定償却資産	取得時期等に制限 なし	5年度分	3分の2	避難施設に附属する避難の用に供するもの 誘導灯、誘導標識、自動解錠装置 ※ただし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する 津波災害警戒区域において、指定された避難用償却資産 が対象となります。
4-2	津波対策港湾施設等 【固定資産税】(協定締結償却資 産) ※協定締結償却資産	取得時期等に制限 なし	5年度分	2分の1	避難施設に附属する避難の用に供するもの 誘導灯、誘導標識、自動解錠装置 ※ただし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する 津波災害警戒区域において、管理協定を締結した避難用 償却資産が対象となります。
5-1	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、太陽光発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	3分の2	政府の補助を受けて取得した自家消費型の太陽光発電設 備(固定価格買取制度の対象となるものは除外) 出力1,000kW未満のもの
5-2	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、太陽光発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	4分の3	政府の補助を受けて取得した自家消費型の太陽光発電設 備(固定価格買取制度の対象となるものは除外) 出力1,000kW以上のもの
6-1	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、風力発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	3分の2	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 出力20kW以上のもの
6-2	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、風力発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	4分の3	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 出力20kW未満のもの
7-1	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、水力発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	4分の3	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 出力5,000kW以上のもの
7-2	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、水力発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	2分の1	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 出力5,000kW未満のもの
8-1	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、地熱発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	3分の2	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 出力1,000kW未満のもの
8-2	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、地熱発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	2分の1	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 出力1,000kW以上のもの
9-1	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、バイオマス発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	3分の2	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発 電設備 出力10,000kW以上20,000kW以下のもの
9-2	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、バイオマス発電設備 【固定資産税】(償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日ま でに取得	3年度分	2分の1	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発 電設備 出力10,000kW未満のもの
10	企業主導型保育事業 【固定資産税・都市計画税】 (土地・家屋・償却資産)	平成29年4月1日か ら令和6年3月31日 までに取得	5年度分	3分の1	事業の用に供するもの 政府の補助を受けた者が、引き続き当該政府の補助を受 けている場合
11	家庭的保育事業 【固定資産税・都市計画税】 (家屋・償却資産)	平成30年度以降の 課税から適用	期限 なし	3分の1	事業の用に供するもの
12	居宅訪問型保育事業 【固定資産税・都市計画税】 (家屋・償却資産)	平成30年度以降の 課税から適用	期限 なし	3分の1	事業の用に供するもの
13	事業所内保育事業 【固定資産税・都市計画税】 (家屋・償却資産)	平成30年度以降の 課税から適用	期限 なし	3分の1	定員5人以下の施設で、事業の用に供するもの
14	先端設備等 【固定資産税】 (家屋・償却資産)	令和3年4月1日から 令和5年3月31日ま でに取得	3年度分	零	先端設備等導入計画の認定設備 ※制度の詳細等については、関連ページ「各種企業支援 制度」・「固定資産税課税免除制度」を御覧ください